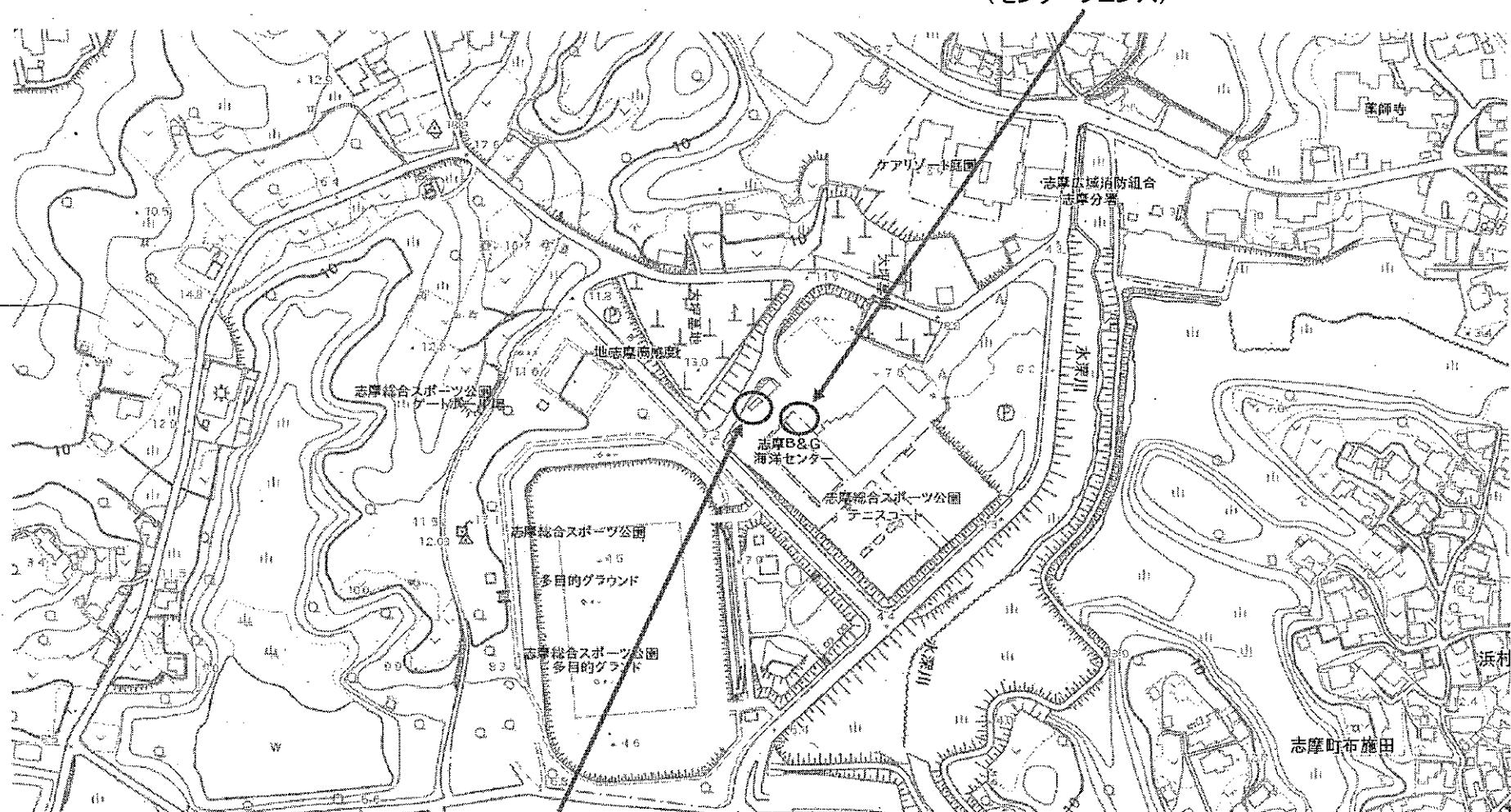


位置図

(センターフェンス)



(自転車置き場)

工事名	
事務所名	志摩市

特記仕様書：共通事項・仮設工事			章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	
1. 共通仕様	①				また、分別解体・再資源化の完了時に、再資源化等が完了した年月日、再資源化等をした施設の名称及び所在地、再資源化等に要した費用を書面にて監督職員に報告する。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成14年5月)」に定めた様式1「再生資源利用計画書(実施書)」及び様式2「再生資源利用促進計画書(実施書)」を兼ねるものとする。	①	⑧ 材料の品質等	[1.4.2]	1) 本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2) 考慮に商品名が記載された材料は、当該商品または同等品を使用するものとする。 3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 4) 本工事に使用する材料は、次の①～⑥の事項を満たすものとし、この証明となる資料(外部機関が発行する証明書の写し等)を監督職員に提出し承認を受ける。ただし、あらかじめ監督職員に承認を受けた場合はこの限りでない。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の監理を適切に行っていること。 ③安定的な供給ができること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があること、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。	①	⑯ 工事写真	工事写真的撮り方/建築、及び同/建築設備(建設大臣官房官房営繕部監修)を参考に撮影する。 提出部数 1 部
(1) 国面及び特記仕様に記載されていない事項は、三重県公共工事共通仕様書及び「公共建築工事標準仕様(建築工事編)(平成28年版)による。(以下「標準仕様」という。)による。					(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。					⑯ 完成写真	撮影箇所数・外観4面程度 本完成写真的著者の権利は、発注者に委譲するものとする。	
(3) 改修工事を本工事に含む場合は、改修工事は改修工事の工事仕様書を適用する。					(4) 受注者は建築基準法第7条の3の定めによる完了検査(同法第7条の3の定めによる中间検査を含む)時には、特定行政庁(建築主事等)が求める検査に必要な資料(報告書等)を用意すること。					提出内容	① 電子データ 1 部 画素: 長辺で2880P1X以上 記録方式: RGB(フルカラー)、JPEG最高画質 記録媒体: CD-R(ISO) ② カラープリンタ・キャビネット()部 アルバム(大きさ335mm×290mm程度)・無し・有り	
(5) 標準仕様書は「建設基準法第7条の3の定めによる完了検査(同法第7条の3の定めによる中间検査を含む)」時には、特定行政庁(建築主事等)が求める検査に必要な資料(報告書等)を用意すること。										工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。		
2. 特記仕様					(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項の中で選択する事項(印の付いたもの)は、○印の付いたものを適用する。 (3) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 東海地震に係る地盤防災対策強化地域内における工事にあっては、「大規模地震対策特別措置法」による注意情報が発せられた場合、受注者は人身の保護及び安全な避難に必要な補強、落下防止等の保全措置を講じるとともに、工事中断の措置をとること。又この事実が発生した場合は、契約書第26条(臨機の措置)によって処理されたものとする。 (5) 標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令の規定により(条例を含む)抵触する場合には、関係法令等の遵守[1.1.3]の規定を優先する。						⑬ 事故報告	工事施工に際し、在来部分を汚損又は損傷した場合は、構造・仕上げ共、在来にならない補修する。
3. 施工条件									⑭ 義生その他	工事施工に際し、在来部分を汚損又は損傷した場合は、構造・仕上げ共、在来にならない補修する。		
4. 電気保安技術者									⑮ 消防提出書類	・消防器の設置局については、電気及び機械設備について設置局が必要な場合は、建築にて設置局を提出するものとする。 ・防火対象物使用開始届については書類作成(建築図面の用意及び建築に関する部分の記述)を行うこと。		
5. 施工条件									⑯ 主任技術者又は監理技術者の専用を要しない期間	・現場施工に着手するまでの期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの)期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督職員との打合せにおいて定める。		
6. 発生材の処理等									⑰ 建設発生土の処理	・構外搬出適切処理 ①自由処分 ②処分地指定 処分地() ・処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離 8km		
									⑱ 建設汚泥の処理	本工事で建設汚泥が発生する場合は、「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」(国営計第36号 平成18年6月12日)、「建設汚泥の再生利用に関する実施要領について」(国営計第38号 平成18年6月12日)に基づき建設汚泥の再生利用を行う。 再生利用の種別、埋戻し及び盛土材として利用。 再生処理方法・脱水処理・安定処理(セメント、石灰による改良処理) 要求品質 『建設汚泥処理利用技術基準について』(国営計第41号 平成18年6月12日) 表-4 建設汚泥処理土の適用用途標準における下記の区分とする。 ・第3種処理土		
									⑲ 化学物質の濃度測定	測定室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、報告すること。 測定対象化学物質(●で示したものとする。)		
									⑳ 完成時の提出書類	① 完成図(施工図、施工計画書を除く) ② 新規に作成・既存完成図を修正 記載範囲は監督職員と協議する。 完成図CADデータ(CD-R) ③ 保全に関する資料 提出・2部 ④ 施工図() 提出・原図及びその複写図1部 ⑤ 施工計画書() 提出・1部 提出・2部 本工事に係る施工図及び施工計画書の著者の権利は、当該建物における使用に限り、発注者に委譲するものとする。 製作図等で原図として提出が出来ないものは、原図に変わるものとしてよい。 設置機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。		
									㉑ 設計G.L.	・設計 G.L = B.M + mm (現状地盤高は図示)		
									㉒ 基音・振動の防止	低音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械の使用に努めること。		
									㉓ 設備工事との取り扱い	本工事の施工範囲 ・図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強 ・図示した壁・天井の土上材・下地材の切込み及び補強 ・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ 施工図 ・設備機器の位置、取扱いなどの検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。		
									㉔ 施設設備	構内既存の施設 ○利用できない 構内既存の施設 ○利用できる(●有償・無償)		
									㉕ 工事用水	構内既存の施設 ○利用できない 構内既存の施設 ○利用できる(●有償・無償)		
									㉖ 工事電力	構内既存の施設 ○利用できない 構内既存の施設 ○利用できる(●有償・無償)		
									㉗ 1足場	[2.2.4] 足場を設ける場合、[2.2.4](b)によるほか、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」(厚生労働省 平成21年4月「手すり先行工法に関するガイドライン」について(別紙1))における2の(2)手すり据置方式、又は(3)手すり先行工法専用足場方式により行うこと。		
									㉘ 2 監督職員事務所	・設ける ○設けない [2.3.1] 規模(m2程度) 10 20 35 65 100		
									㉙ 3 監督職員事務所の備品等	備品等の設置		
									㉚ 4 仮設便所	構内既存の施設 ○利用できない 構内既存の施設 ○利用可能		
									㉛ 5 工事用水	構内既存の施設 ○利用できない 構内既存の施設 ○利用できる(●有償・無償)		
									㉜ 6 工事電力	構内既存の施設 ○利用できない 構内既存の施設 ○利用できる(●有償・無償)		
									㉝ 7 その他	特記仕様書		
										図面番号 NS		

側面図 S=1:100

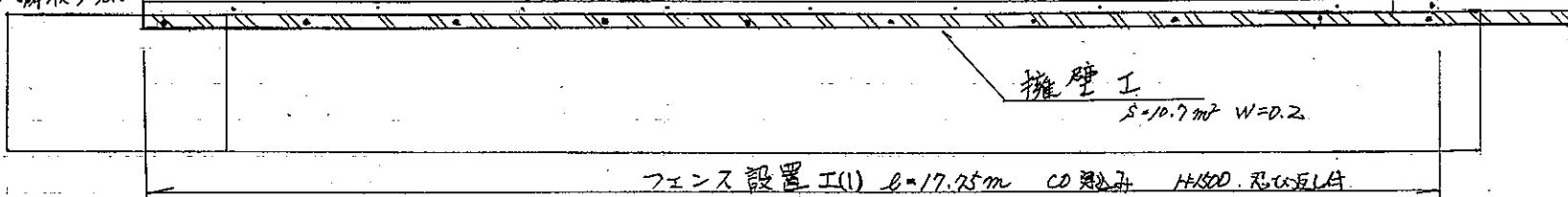


フェンス設置工 H=1500 忍み返し付

平面図 S=1:100

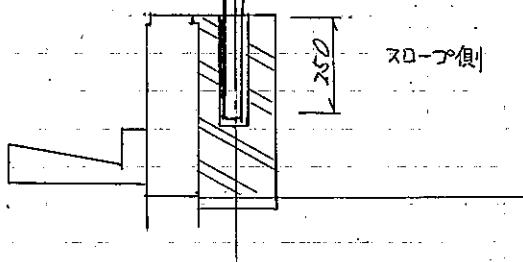
(アーチ)

橋設置工
内廊取り壇



標準断面図

S=1:20



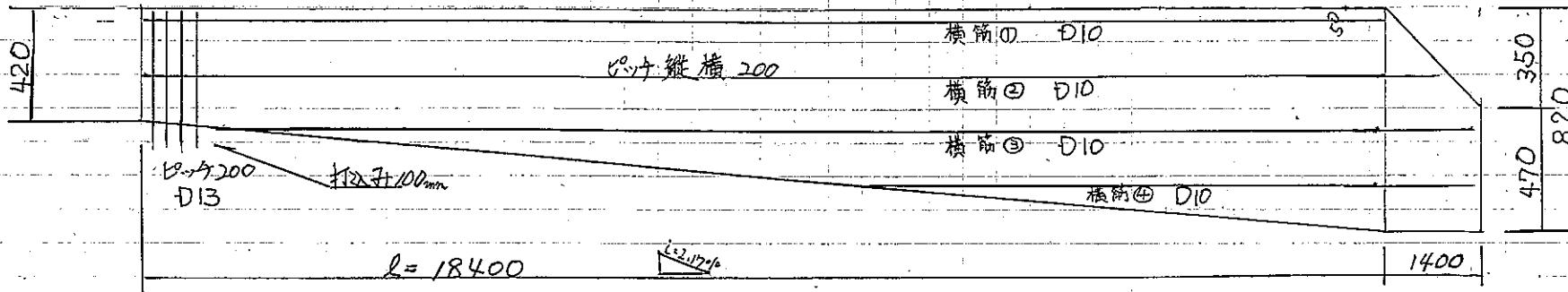
工事名

事務所名 志摩市

配筋図

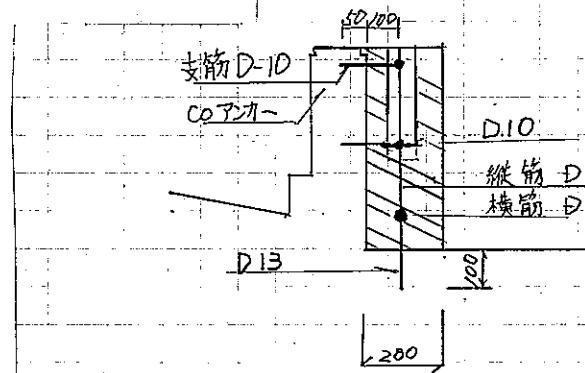
1:100

1:25



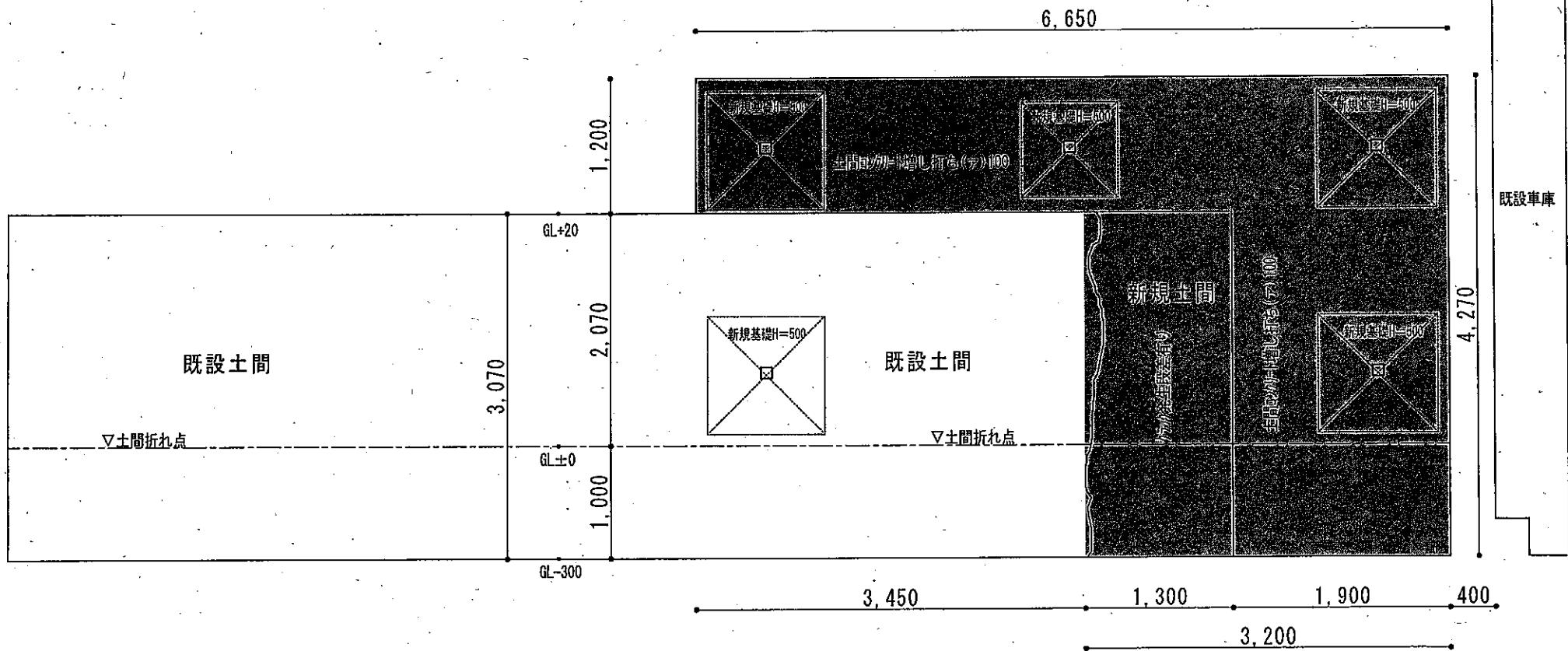
標準施工図

1:20



工事名

事務所名 志摩市



新規土間平面図 S = 1/50



工事名称	図名

土間伏せ図	縮尺 A-4紙で S=1/50
図面番号 N o. 2	